

# 内部管理態勢の充実に向けて

## コーポレート・ガバナンスの充実

### ■コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最も重要な課題と位置づけ、以下の3点に取り組んでおります。

- ① 適正な経営の意思決定と効率的な業務執行体制の構築
- ② 健全な経営の基礎となるコンプライアンス体制とリスク管理体制の充実
- ③ 透明性ある経営をめざした企業情報の適時適切な開示と積極的なIR活動

### ■経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織

取締役会は、経営に関する基本的事項や重要な業務執行の決定を行うとともに、各取締役の業務執行状況を監督しております。取締役会で決定した経営方針に基づく重要な業務執行については、迅速かつ円滑に実行するため、頭取の諮問機関である常務会において十分審議を尽くす体制をとっております。また、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた制度改革として平成13年6月に執行役員制度を導入し、経営の意思決定機能と業務執行機能の分離を図り、取締役会の一層の活性化を進めております。

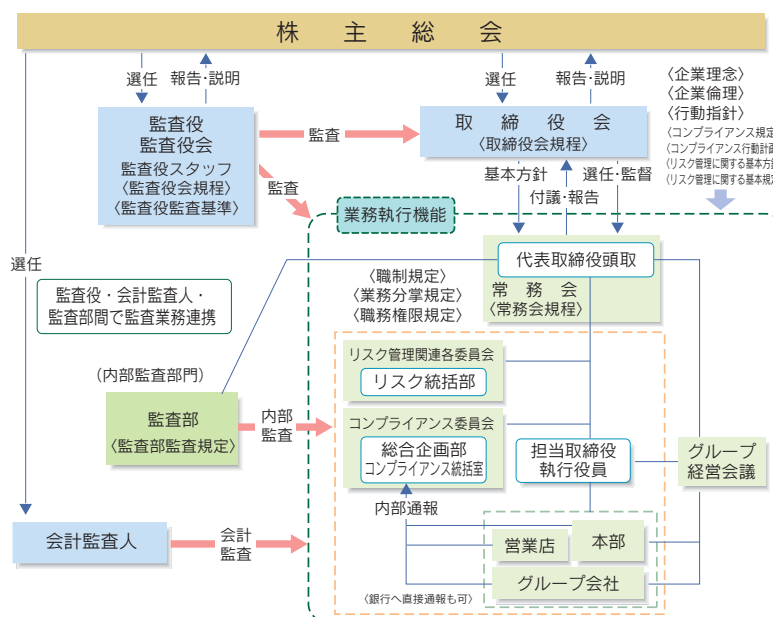
監査役会は社外監査役3名を含む計5名で構成され、全員が取締役会に出席し、適切な提言・助言を行っております。常勤監査役1名が常務会に出席し、業務執行状況についても監視するほか、監査役会に専従スタッフ1名を配置し、より実効性ある監査体制の確立に努めております。

### ■内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制とは、法令・定款などの遵守、リスク管理、適正な財務報告などの目的を達成するために、業務に携わる全役職員の行動を統制する仕組みであり、業務の適正と効率性を確保するための経営管理機構を意味するものと考えております。

内部統制は、経営管理機構全般にわたる各種の組織に及びますが、当行では、各種業務について準拠すべきルールを定めた行内規定を制定し、コンプライアンス規定や職務権限規定などの各種規定に則って職務を遂行することにより業務の適正と効率性を確保するとともに、監査部門による各部店の監査を実施するなど内部牽制を図る措置を講じております。また、グループ全体については、グループ経営会議などを通じて適切なグループ経営管理を行うとともに、グループ会社各社においてコンプライアンス態勢、リスク管理態勢の整備を図っております。

〔当行グループのコーポレート・ガバナンス体制図〕



## コンプライアンスの充実

お客さま、株主の皆さまから高い評価を受ける銀行となるためには、健全な業務運営の基礎となる「コンプライアンス態勢」を確立しなければなりません。

当行では、銀行の持つ社会的責任と公共性を強く認識し、コンプライアンスの充実を経営の最重要課題ととらえ、法令や社会的規範の遵守の徹底、企業倫理の確立に日々努めております。

### ■コンプライアンス態勢

当行は、コンプライアンスに関し当行全体の業務運営を一元的に統括管理する部署として総合企画部内にコンプライアンス統括室を設置しております。

コンプライアンス統括室は、コンプライアンス体制の整備・充実に関する統括、コンプライアンスに関する遵守基準・規定の統括及び取引先情報の管理に関する統括などを行っております。

また、全部店に配置済みのコンプライアンス担当者や関連部との連携により、日常業務におけるコンプライアンス状況の管理・指導を行い、コンプライアンス関係諸事項の一元管理を通じて一層信頼される銀行となるための態勢強化を図っております。

平成16年3月にはコンプライアンスの統括機能を強化し、コンプライアンス態勢を充実することを目的に、コンプライアンスに関する重要事項を審議する機関としてコンプライアンス委員会を設置しております。また、平成17年8月にはコンプライアンス委員会の下部組織として、コンプライアンス委員会ワーキンググループを設置し、より機動的な対応ができる態勢としました。

平成18年4月には、「公益通報者保護法」の施行を受け、従来の「コンプライアンス・ホットライン」を「内部通報制度（通称 コンプライアンス・ホットライン）」として制度化することにより法令やコンプライアンスに反する行為への対応態勢の充実を図りました。

本部・営業店からの法務問題の照会や相談に対しては業務管理部が法務全般を管理する専担部署として対応するなど、コンプライアンスに関する具体的諸事項の管理は本部の各担当部が行っております。

さらに、監査部によるコンプライアンス状況の監査を実施しているほか、監査法人の外部監査実施によるコンプライアンス態勢のより一層の高度化にも取り組んでおります。

### ■コンプライアンスの実践

当行の「企業理念」を実践するため、コンプライアンスの基本方針として「企業倫理」を、また、コンプライアンスの遵守基準として「行動指針」を制定しております。

全役職員には、コンプライアンスを実践していくうえで必要と思われる事項を一元的にまとめた「コンプライアンス・ガイドライン」を配布し、コンプライアンス実践の徹底を図っております。

また、「コンプライアンス行動計画（プログラム）」の実践、各部店における研修会の開催、専用「チェックリスト」によるコンプライアンス状況の点検・モニタリング、コンプライアンス統括室の営業店巡回による相談・指導の実施などにより、コンプライアンス実践のさらなる充実・強化に努めております。

#### 「企業倫理」・「行動指針」の内容

##### 企業倫理

1. 社会的責任と公共的使命の自覚
2. 法令やルールの厳格な遵守
3. 社会に開かれた透明な経営
4. 反社会的勢力との対決

##### 行動指針

1. 法令やルールの理解と遵守
2. 信用の維持・向上
3. 報告・連絡・相談
4. 公私の区別
5. お客さまへの誠実な対応
6. 反社会的勢力への毅然とした対応

### ■コンプライアンス行動計画（プログラム）

当行は、コンプライアンス充実のための具体的な実践計画である「コンプライアンス行動計画（プログラム）」を、毎年取締役会で策定し、これに基づいた諸施策を展開し、コンプライアンスの行内への浸透に努めております。

## ■ 「個人情報保護法」への取り組み

平成17年4月に「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」が施行されたことに伴い、金融庁により策定された「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、全国銀行協会により取りまとめられた「個人情報の保護と利用に関する自主ルール」などに沿って体制や規定類の整備を行い、これらの遵守徹底を図っております。

平成17年3月には、個人情報の適切な保護と利用を図るための当行の取組方針として「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」を公表いたしました。

当行全体の個人情報を含めた取引先情報を管理・監督する最高責任者として「取引先情報保護統括責任者」を、また、全部店に「取引先情報保護実施責任者」を配置し、安全管理措置の徹底や委託先の監督など管理体制の整備に努めております。

全部店を対象とした説明会や研修会などにおいて「個人情報保護法」の徹底を図るほか、17年度に続き18年度も継続して「コンプライアンス行動計画」の中で行内徹底のための教育・指導に重点的に取り組み、関係法令などが適切に遵守されるよう努めております。

### 「個人情報保護宣言」の内容

当行は、お客様に関する情報を取り扱う金融機関として、お客様の信頼を得るため、ここに個人情報保護宣言を公表いたします。

#### 1. 関係法令等を遵守すること

当行は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいい、以下同様とします。）を取り扱う際に、個人情報保護法をはじめ個人情報保護に関する関係諸法令、主務大臣のガイドライン、および業界団体による自主ルール等に定められた事項、並びに、本保護宣言を厳正に遵守することを誓約します。

#### 2. 個人情報を目的外に利用しないこと

当行は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人（その個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。）の同意を得た場合、および法令により例外として扱われるべき場合を除き、利用目的の範囲内でのみ、個人情報を取り扱います。

#### 3. 個人データの安全管理措置を講じること

当行は、取り扱う個人データ（個人情報データベース等を構成する個人情報をいいます。個人情報データベース等とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、電子データベースのほか、特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したものをいいます。以下同様とします。）を、利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ、従業者および委託先を監督します。

#### 4. 個人データの第三者提供について

当行は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

#### 5. 漏えい等の防止に努めること

当行は、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏えい等を防止するため、不正アクセス対策、コンピュータウイルス対策等適切な情報セキュリティ対策を講じます。

#### 6. 苦情処理に適切に取り組むこと

当行は、取り扱う個人情報に関して、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組みます。ご質問および苦情等に関しましては、お問い合わせの窓口を設置する等、社内体制の整備に努めます。

#### 7. 継続的な改善に努めること

当行は、取り扱う個人情報に関して適正な内部監査を実施する等して、個人情報の保護に関し、継続的な改善に努めます。

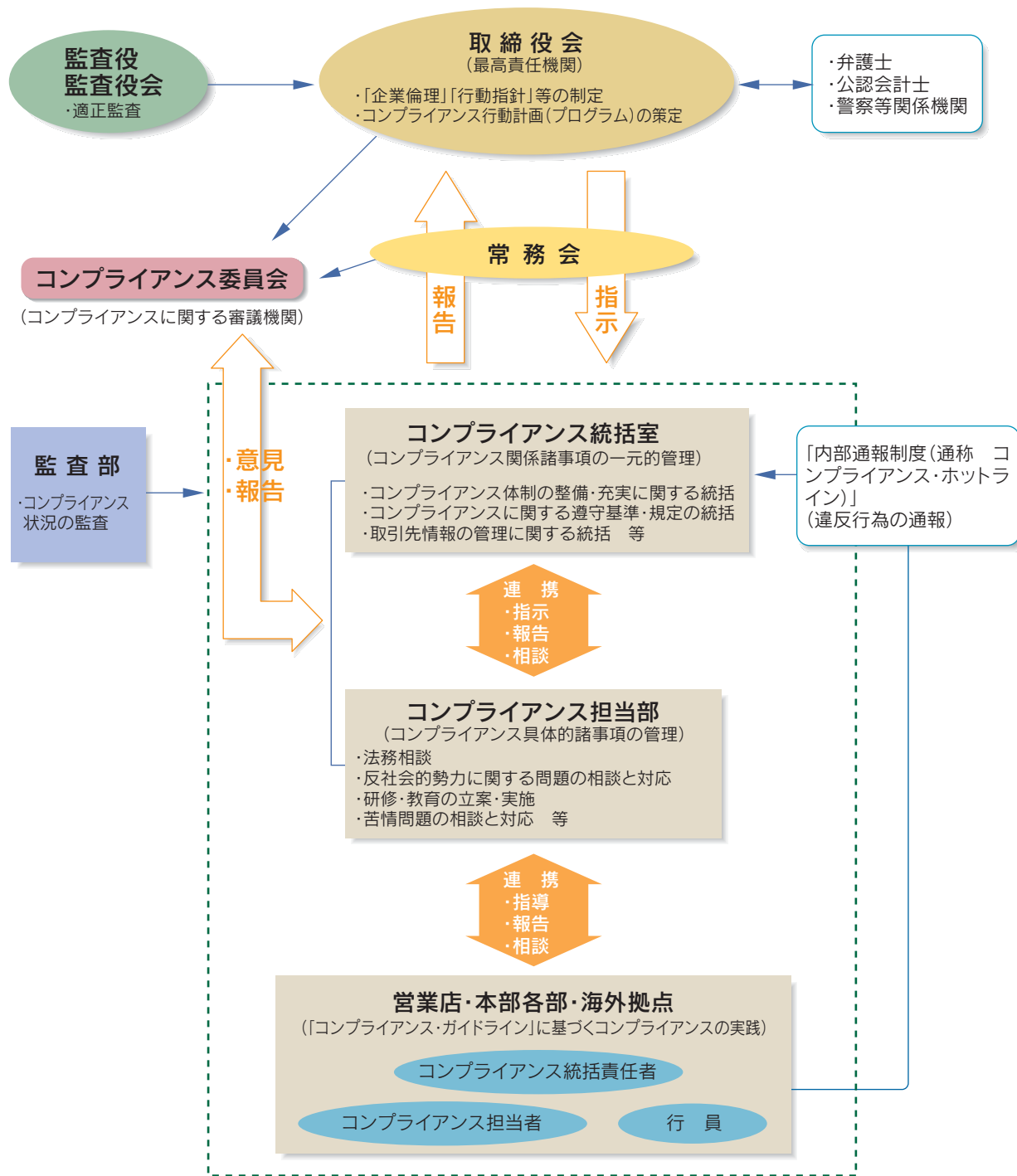
#### 8. 個人情報の利用目的の通知・公表等について

当行は、個人情報を取得する場合、適正な手段で取得し、法令により例外として扱われるべき場合を除き、利用目的を、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表します。契約を締結することに伴ってご本人から書面で直接取得する場合には、あらかじめ利用目的を明示します。また、与信事業に際しては、ご本人より同意を頂くこととします。

#### 9. 開示等の手続きについて

当行は、保有個人データ（当行が開示、内容の訂正等の権限を有する個人データのことをいいます。ただし、個人データのうちの存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの、または6ヶ月以内に消去することとなるものを除きます。）に関し、ご本人からの開示、訂正、利用停止等の請求につきましては、誠意をもって対応します。

## コンプライアンス体制図



### 群馬銀行の金融商品の勧誘に関する方針

私たちは、お客さまのニーズに合った、質の高い商品やサービスを提供するため、金融商品の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまにご満足いただけるよう努めます。

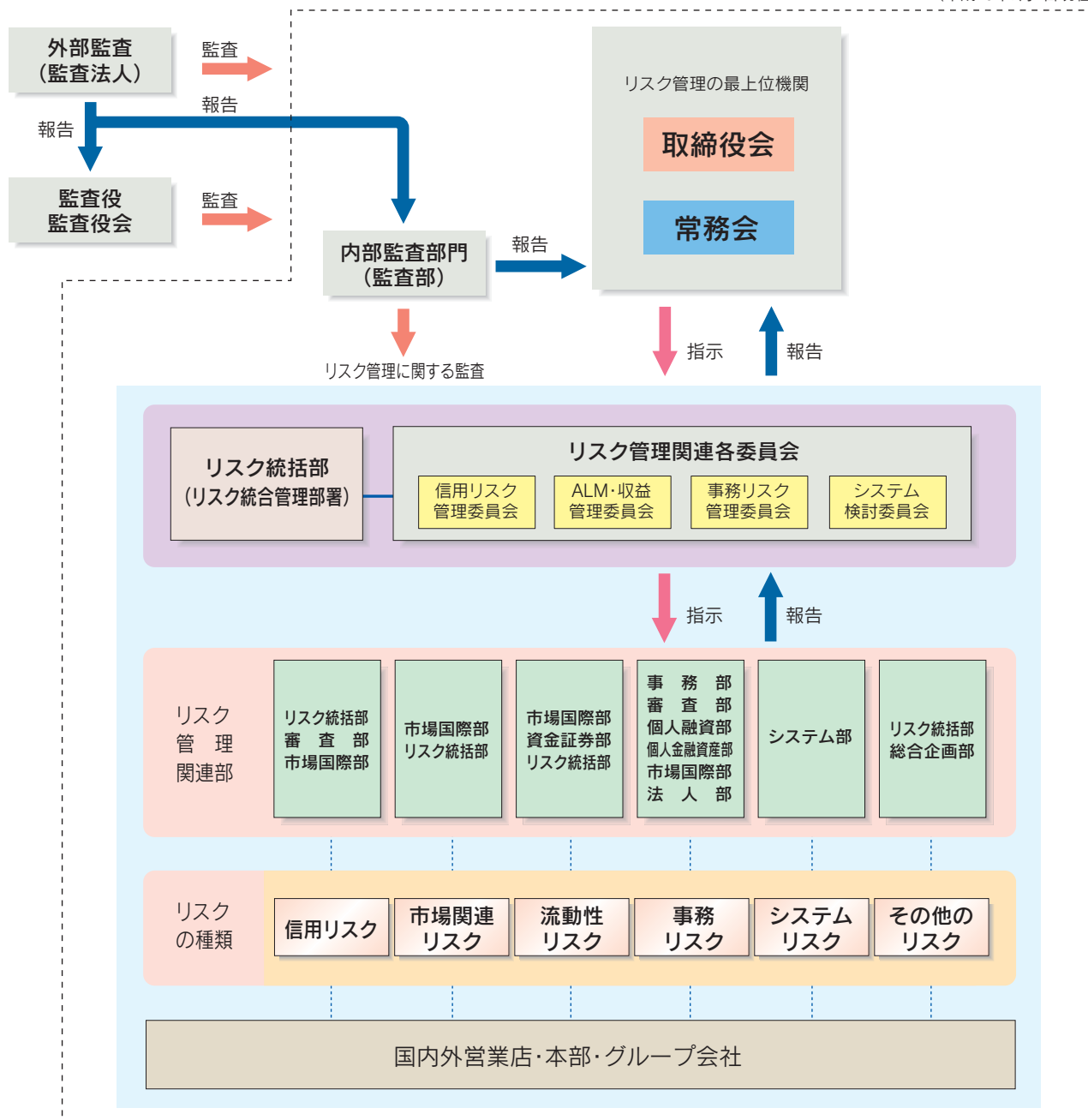
- 1. お客さま本位の適正な勧誘を行います。**
  - 私たちは、お客さまの知識、経験、収入や資産の状況などに照らして、お客さまにふさわしいと思われる商品の勧誘を行います。
  - 私たちは、お客さまのご迷惑となる時間帯、場所や方法での勧誘は行いません。
- 2. お客さまに十分ご理解いただける説明に努めます。**
  - 私たちは、商品内容やリスク内容などについて、適切で分かり易い説明を行い、お客さまにご理解をいただくよう努めます。
  - 私たちは、お客さまが、ご自身の判断で、商品の選択や購入を決定いただけるよう、正確で質の高い情報の提供に努めます。
- 3. 適正な勧誘を行うための内部体制整備や自己研鑽に努めます。**
  - 私たちは、法令等の遵守体制充実のほか、一人ひとりが、日々、金融商品知識の習得、研鑽に努めます。

## リスク管理の充実

### ■ 統合リスク管理体制

当行では、リスク管理体制を強化するため、平成17年10月にリスクの統合管理部署としてリスク統括部を設置いたしました。銀行のリスクが多様化し、複雑化する中、信用リスク、市場関連リスク、流動性リスクなどを個々に管理するだけでなく各種リスクを統合的に一元管理する必要があります。当行では、当行全体が抱えるリスクの総和を把握し管理するため、信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスクの各リスクカテゴリーに関するリスク量の計測を行い、経営体力とリスクの状況を総合的に管理しております。

(平成18年7月1日現在)





## 信用リスク管理

信用リスクとは、お取引先や有価証券の発行体が、業況悪化などの原因により、約定通りの利息支払や元金返済ができなくなることで、銀行が損失を被るリスクをいいます。

当行においては、信用リスクの大部分を貸出資産が占めており、この健全性を確保することが信用リスクを管理するうえで最も重要な課題となっております。

### 信用リスク管理態勢の強化

営業部門、審査部門から独立したリスク統括部（信用リスク統括グループ）が信用リスク管理の統合管理部署として信用リスク管理施策の企画立案を行うことで中立的かつ厳格な信用リスク管理の実践に取り組んでおります。

### 審査管理・与信管理の強化

貸出案件の審査にあたっては、まず資金使途を十分確認したうえで、お取引先の財務状況や当該案件のキャッシュフロー分析による返済能力、保全状況を調査し、さらに業界の動向や成長性、お取引先の技術開発力や商品などの競争力、経営管理能力などの検討を加えた総合的な評価に基づき、的確かつ厳正な判断を行い、健全な資金需要に対して円滑に資金供給が行えるよう努めております。

また、業界に特有なリスクを判断するための業種別審査体制、行員の教育・研修体系の充実のほか、営業店に駐在審査役を配置し融資に強い人材の育成を図る一方、融資支援システムなどのシステムサポートを充実し、審査管理能力の向上に努めております。

貸出実行後の与信管理においては「信用格付制度」に基づくお取引先の業況のモニタリングならびに四半期毎の資産査定を通じ、貸出資産の劣化防止を徹底しております。

### 信用格付制度

当行では、「信用格付制度」を導入し、与信先の信用度を客観的・整合的に把握することで信用リスク管理の高度化を図っております。「信用格付制度」では、財務状況などの定量評価と「金融検査マニュアル」に準拠した定性評価をもとに取引先の信用度を13段階の行内格付に区分し管理しております。行内格付は、貸倒引当金の算出根拠となる債権分類作業に使用するほか、与信判断基準など業務の統一性・効率性の向上や信用リスクの定量化に使用する基本的な指標であり、定量評価に用いる統計モデルの導入を含めた精度向上を継続的に実施しております。

### 信用リスク管理の高度化

「信用格付制度」に基づき算出したデフォルト率と貸出の保全状況を統計的に分析することにより、貸出業務における「信用コスト」の算出や将来発生しうる最大損失といった信用リスク計量化に取り組む一方で、大口与信集中リスクの排除に努めるなど銀行全体の信用リスクに対する管理手法の高度化を推し進めております。

## 市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、市場リスク、市場リスクに付随する信用リスク及び市場流動性リスクをいいます。

市場リスクとは金利・為替・株価などの市場の相場変動によって、銀行が損失を被るリスクをいいます。当行では、デリバティブを含む市場取引業務の類型を「対顧客ディーラー型」に位置づけており、自己取引による大きなリスクはとっておりません。管理手法としては、オンバランス取引及びオフバランス取引にかかわるリスクを合算し、ギャップ分析、現在価値分析、金利感応度分析、シミュレーション分析など、複数の手段によるリスク計測に基づき、銀行全体のリスクをコントロールしております。

市場リスクに付随する信用リスクとは、市場取引の相手である金融機関などの破綻により、銀行が損失を被るリスクをいいます。当行では、取引先の金融機関毎に外部格付に応じた与信限度額を設定し、管理しております。

市場流動性リスクとは、金融商品の取引において、市場取引高の減少や市場の混乱などにより、市場において適正な価格で一定時間内に取引ができず銀行が損失を被るリスクをいいます。市場流動性リスク対策としては、新商品は流動性が十分あることを確認したうえで取り扱っているほか、常時、市場動向についてモニタリングを行っております。

市場取引担当部門の組織については、取引を担当する部署（フロントオフィス）を資金証券部、事務処理・リスク管理を担当する部署（バックオフィス・ミドルオフィス）を市場国際部とし、相互に牽制する体制となっております。

## ■流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金調達力の低下、予期せぬ資金流出などによる資金不足の発生や高金利での資金調達により、銀行が損失を被るリスク、いわゆる資金繰りリスクをいいます。

資金繰りリスクについては、資金繰り管理部署を定め、海外支店を含めて日次、週次、月次などの資金繰りを厳格に管理しています。また、毎月開催されるALM・収益管理委員会において、資金繰りの状況、運用・調達のバランス、金利動向などを把握・分析し、円滑な資金繰りが行えるよう万全を期しております。

さらに、万一の場合に備えてコンティンジェンシープラン（危機管理計画）を策定し、さまざまなケースに対応できる体制を整備するなど万全を期しております。

## ■オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクとは、事務手続上の事故や、システム障害などにより損失を被るリスクのことで、信用リスク、市場リスクなどを除く、銀行業務に係るさまざまなリスクの総称です。当行では、現状、事務リスク、システムリスクを中心に管理しておりますが、管理対象範囲の拡充や、定量化に向け、検討を進めております。

事務リスクとは、銀行取引において発生する事務を適切に処理しなかったためにお客さまにご迷惑をかけ、その結果、銀行が損失を被るリスクをいいます。

当行では、お客さまからの信頼を維持・向上させていくため、行員各自が常に基本に則った正確な事務を心がけ、事務処理の厳正化に努めております。さらに、事務主管部による営業店への臨店事務指導や監査部による本部各部や営業店に対する立ち入り監査、営業店自ら実施する自店検査などを通じて、内部牽制を図りながら事務事故の防止と事務水準の向上に努めております。

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウン、誤作動、不備、あるいはコンピューターシステムが不正使用されることなどにより、お客さまや銀行が損失を被るリスクをいいます。

当行では、災害対策用の免震床や無停電装置などを備えた電算センターの保有や、バックアップセンターの確保など設備面の安全対策を始め、十分なテストによるソフトウェアの品質管理、情報漏洩を防ぐための不正アクセス対策やウィルス侵入対策など、想定されるリスクに対する各種の安全対策を実施しております。さらに万一の事故に備え、コンティンジェンシープランを策定し、万全を期しております。

## ■新しい自己資本比率規制への対応

当行では、平成19年3月末に導入される新しい自己資本比率規制（バーゼルII）へ向けて、内部格付制度の整備及び自己資本比率算出体制の構築などを行い、信用リスク管理の高度化に取り組んでおります。

また、新たに規制の対象となるオペレーショナルリスクについても、体制構築に向けた取り組みを行っております。